

くらしの安心情報

情報ファイル NO.261

令和6年4月10日

中学生の息子が、私のクレジットカードを無断で使用し、スマホからオンラインゲームで高額な利用をしていた...

相談内容

【相談者 40代 女性】

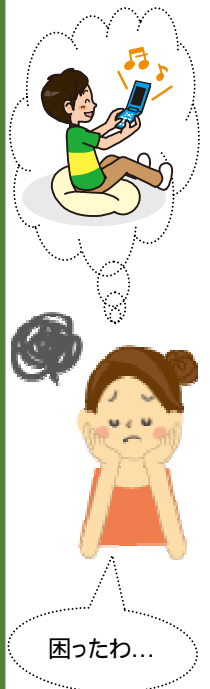
「クレジットカードの引き落としができなかった」とクレジットカード会社から連絡があり、調べると、1年ほど前から、中学生の息子が無断で総額約35万円をゲームに課金していました。数年前にゲーム課金以外の目的で息子のスマホにクレジットカード番号を入力したことがあり、息子はこの時のことを覚えていてゲーム課金したようです。保護者の許可のない未成年者の契約なので返金してほしいのですが...

対処方法

子どもが無断でオンラインゲームに課金してしまったという保護者からの相談が多く寄せられています。特に、スマホやタブレット端末での無断課金に関する相談が目立ちます。

- ・相談者には、ゲームの課金履歴や経緯書を作成し、未成年者契約の取り消しを求めるよう助言しました。また、クレジットカードは保管場所に注意し、子どものスマホにクレジットカード情報を入力した際は忘れずに削除することを助言しました。
- ・保護者の古いスマホや子ども専用のスマホで遊ばせる場合は、子ども専用のアカウントを作成し、「ペアレンタルコントロール」機能を利用して保護者が管理しましょう。この機能で課金を承認制に設定できます。
- ・キャリア決済は必要に応じ上限額を低くしましょう。子ども用のスマホを契約する際は特に注意が必要です。
- ・日頃から決済完了メールやクレジットカード、携帯電話料金の明細を確認しましょう。
- ・民法では、未成年者が保護者の同意なく契約した場合は取り消すことができます。ただし、子どもが保護者のアカウントでログインしたスマホで課金した場合は、アカウントの所有者である保護者が決済を行ったとみなされる場合もあります。

不安に思ったり、トラブルになった場合には、早めに最寄りの消費生活センターにお問い合わせください。(消費者ホットライン「188(いやや)」へ)



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

富山本所 (県東部にお住まいの方) TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 (県西部にお住まいの方) TEL: 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」(お近くの相談窓口につながります。)